

「緑の募金」企業協賛の森づくり事業 注意事項（必ずお読みください）

1 実施要綱補足説明

企業・団体の協賛による「緑の募金」により、県内の森林整備・保全活動を推進する事業です。

「緑の募金」企業協賛の森づくり事業助成要領に示す「3. 対象経費」以外で協賛企業の了解を得て、実施したい内容がある場合は事前にご相談ください。

2 申請に際しての注意事項

① 助成対象外となる経費があります。

詳細は「緑化助成事業等要綱・要領集」（令和5年4月1日以降申請分から適用）の全事業共通事項を確認して下さい。

②原則として協賛企業名を記載した啓発看板または標柱を設置してください。助成対象経費となっています。交付決定時に規格及び表示の案内をします。

③苗木を購入する場合は、可能な限り県内産で地域にあったものにしてください。なお、県外産を購入する場合は、納品書等に産地を明示してください。

④植樹・育樹面積、苗木の種類・規格・本数・単価を必ず記載してください。

3 事業実施に際しての注意事項について

① 事業完了届には、支出内容が確認できる請求書か領収書の写し（**レシート不可**）を必ず添付することになっています。書類に不備がある場合、助成対象にできませんので予め整理しておいてください。

② 完了報告は作業終了後、速やかに、年度末間際になることがないように提出してください。

③ 実績報告書等に振込口座の通帳の写しを添付ください。（助成金振込口座・口座番号の確認をお願いします。口座等の記載間違いによる再度の振込については、振込手数料を申請者負担としますので、ご了解願います。）

④写真は植え付け作業などの前・後で同じ場所から撮影して下さい。なお、植樹の場合はできるだけ数量を確認できるよう撮影して下さい。また、参加者数がわかるような写真を提出してください。

協賛企業に対しての礼状（手紙等でも可）を2部、作成をお願いします。

⑤助成額を変更する場合、総額が変わらなくとも内容を変更する場合は、事前に連絡願います。内容によっては変更届をお願いします。事前連絡なく変更された場合は助成対象にできない場合があります。

4 会員加入について

当委員会の運営は会費に大きく依存しています。「にいがた緑の百年物語県民運動」に参加して頂いているという意味において、未加入の団体は会員加入にご協力をお願いします。

（公社）にいがた緑の百年物語緑化推進委員会

〒950-0965 新潟市中央区新光町7-2 新潟県商工会館5F

TEL：025-290-8055 FAX：025-290-8051